4　新設分割設立組合は、組合員資本の変動額が、当該新設分割設立組合の設立時の出資金の額を超えるときは、その超過額を資本準備金として積み立てなければならない。

5　前項の超過額のうち、新設分割により変動する新設分割組合の利益準備金及びその他利益剰余金の額に相当する金額は、同項の規定にかかわらず、これを資本準備金に繰り入れないことができる。この場合においては、当該新設分割により変動する新設分割組合の利益準備金の額に相当する金額は、これを新設分割設立組合の利益準備金に繰り入れなければならない。

6　前項の場合の新設分割組合における新設分割に際しての利益準備金及びその他利益剰余金の額の変更に関しては、法第五十一条の規定その他法の規定に従うものとする。

第百九十八条の見出し中「合併」を「合併等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　新設分割に際して土地再評価差額金を計上している土地が新設分割対象財産に含まれる場合には、新設分割設立組合は、当該新設分割の直前における新設分割組合の土地再評価差額金の額に相当する金額を土地再評価差額金として会計帳簿に計上しなければならない。

第二百一条の見出し中「第三条の二第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第一項中「第三条の二第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第二項中「第三条の二第一項第一号」を「第二十九条第一項第一号」に改め、同条第三項中「第三条の二第一項第二号」を「第二十九条第一項第二号」に改める。

第二百四条第一項第一号ニ(4)(i)中「第十一条の三の二第一項第一号」を「第十一条の七第一項第一号」に改め、同号ニ(4)(ii)中「第十一条の三の二第一項第二号」を「第十一条の七第一項第二号」に改め、同項第二号ホ(3)(i)中「第十一条の十二の二第一項第一号」を「第十一条の三十第一項第一号」に改め、同号ホ(3)(ii)中「第十一条の十二の二第一項第二号」を「第十一条の三十第一項第二号」に改め、同号ヘ(4)中「第十一条の八各号」を「第十一条の十八各号」に改める。

第四章第十節を次のように改める。

第十節　解散、合併、新設分割及び清算

（組合の解散の届出）

第二百八条　組合は、法第六十四条第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に解散を決議した総会の議事録及び解散の登記に係る登記事項証明書を添付して行政庁に提出しなければならない。

（事業を廃止していない旨の届出）

第二百八条の二　法第六十四条の二第一項の届出（以下この条において単に「届出」という。）は、書面でしなければならない。

2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、組合の代表理事又は代理人が記名押印しなければならない。

一　当該組合の名称及び主たる事務所並びに代表理事の氏名及び住所

二　代理人によって届出をするときは、その氏名及び住所

三　まだ事業を廃止していない旨

四　届出の年月日

3　代理人によって届出をするには、第一項の書面にその権限を証する書面を添付しなければならない。

4　第一項又は前項の書面に押印すべき組合の代表理事の印鑑は、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）第二十五条において準用する商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二十条第一項の規定により提出したものでなければならない。ただし、法第六十四条の二第二項の規定による通知に係る書面を提出して届出をする場合は、この限りでない。

（組合の継続の届出）

第二百八条の三　組合は、法第六十四条の三第三項の規定による届出をしようとするときは、届出書に組合の継続を決議した総会の議事録及び継続の登記に係る登記事項証明書を添付して行政庁に提出しなければならない。

第四章第十一節の節名を削る。

第二百九条第一項第一号イ中「第三条の七第一項第三号」を「第三十五条第一項第三号」に改め、同号ハ(1)及びニ(1)中「における」の下に「財産目録又は」を加え、同号ホ中「第四十九条第二項第三号」を「第四十九条第一項」に改め、同項第二号イ中「第三条の七第一項第三号」を「第三十五条第一項第三号」に改め、同号ロ(1)中「における」の下に「財産目録又は」を加え、同号ロ(2)中「最終の事業年度」を「最終事業年度」に改め、同号ハ中「が法第七十二条第一項の規定により作成した貸借対照表」を「につき次に掲げる組合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項」に改め、同号ハに次のように加える。

(1)　非出資組合　法第七十二条第一項の規定により作成した財産目録

(2)　出資組合　法第七十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

第二百九条第一項第二号ニ(1)中「における」の下に「財産目録又は」を加え、同項第三号イ中「第三条の七第一項第三号」を「第三十五条第一項第三号」に改め、同号ロ(1)中「における」の下に「財産目録又は」を加え、同号ハ中「が法第七十二条第一項の規定により作成した貸借対照表」を「につき次に掲げる組合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項」に改め、同号ハに次のように加える。

(1)　非出資組合　法第七十二条第一項の規定により作成した財産目録

(2)　出資組合　法第七十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

第二百九条第一項第三号ニ(1)中「における」の下に「財産目録又は」を加え、同号ホ中「第四十九条第二項第三号」を「第四十九条第一項」に改め、同号ヘ中「合併契約備置開始日後」の下に「吸収合併が効力を生じる日までの間に」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（新設分割組合の事前開示事項）

第二百九条の二　法第七十条の三第五項において読み替えて準用する法第六十五条の三第一項に規定する農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　法第七十条の三第二項第四号から第六号までに掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

二　新設分割組合についての次に掲げる事項

イ　最終事業年度がないときは、新設分割組合の成立の日における貸借対照表

ロ　最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、新設分割組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第七十条の三第五項において読み替えて準用する法第六十五条の三第一項の規定により同項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置いた日（第四号において「新設分割計画備置開始日」という。）後新設分割の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

三　新設分割が効力を生ずる日以後における新設分割組合及び新設分割設立組合の債務の履行の見込みに関する事項

四　新設分割計画備置開始日後新設分割が効力を生ずる日までの間に、前三号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

第二百十条の次に次の二条を加える。

（新設分割組合及び新設分割設立組合の事後開示事項）

第二百十条の二　法第七十条の三第五項において読み替えて準用する法第六十八条の二第一項に規定する農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　新設分割が効力を生じた日

二　新設分割組合における法第七十条の三第五項において読み替えて準用する法第四十九条並びに第五十条第一項及び第二項の規定による手続の経過